

# 会計年度任用職員を募集します

(健康推進部 健康増進課 健診指導係)

職種	保健師 または 管理栄養士	
業務内容	特定保健指導業務(健診・保健指導、健康相談、健診受診勧奨 等)、 その他庶務	
応募資格	保健師職 または 管理栄養士職 1名 (運転免許必須)	
任用期間	令和7年4月1日～令和7年9月30日 ※休職期間の代替職員	
勤務日	週 5 日(月曜日から金曜日) 8:30～17:00 ※勤務時間については、相談ください	
勤務時間	週 37.5 時間	
勤務場所	宜野湾市保健相談センター(宜野湾市真栄原 1-13-15)	
休暇	年次有給休暇	任用期間、経験等に応じ最大 20 日付与 ※初年度は最大 12 日付与、勤続年数に応じ労基法に準じ付与日数を追加
	その他の有給休暇	病気休暇(最大年 6 日)、子の看護休暇(最大年 5 日)、夏季休暇(最大 3 日)、忌引休暇、産前・産後休暇、配偶者出産休暇等
	無給休暇	介護休暇等
報酬額(時給額)	保健師 1,722 円～1,754 円 管理栄養士 1,709 円～1,742 円	
報酬支給日	月末締め、翌月 15 日支払い ※期末手当については、6 月 10 日及び 12 月 10 日支払い	
諸手当	期末手当	年 4.6 月分(6 月と 12 月に支給) ※任用期間等により対象とならない場合があります。 ※本市での経験期間及び任用期間により、支給率が上記と異なる場合があります。
	通勤手当	距離に応じ支給
※報酬、諸手当、休暇等については条例、規則の改正等により変更となる場合があります。		
社会保険	週の勤務時間が 30 時間以上かつ 2 カ月を超える任用がある場合、または以下の要件を満たせば、厚生年金保険及び健康保険の適用となります。 ・週の所定労働時間が 20 時間以上 30 時間未満 ・報酬の月額が 8.8 万円以上であること ・学生でないこと ※加入要件については、勤務条件等により異なる場合があります。	
雇用保険	以下の要件を満たす場合は対象となります。 ・週の所定労働時間が 20 時間以上 ・31 日以上継続して雇用される見込みのもの ※但し、任用期間等によっては対象外となる場合があります。	
労災保険	あり	

備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場:あり(敷地外駐車場利用。別途料金発生します)</li> <li>・集団健診業務、結果説明対応のため、<b>土日勤務(月 1 回程度)があります</b></li> </ul>
応募方法	下記問い合わせ先へ事前連絡の上、申込書又は履歴書提出(郵送可)
選考方法	書類(申込書又は履歴書)審査 及び 面接審査 ※書類審査後、面接審査のご連絡をいたします。
問合せ先	098-898-5598 担当:健康増進課 健診指導係 知念